

北海道苫小牧市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [苫小牧市協議書より抜粋]

本市は、国際拠点港湾の「苫小牧港」と北海道の空の玄関口「新千歳空港」のダブルポートを有しており、この優れた交通アクセスを活かし、紙・パルプや自動車部品を中心とする「製造業の盛んな産業拠点都市」として発展してきたまちで、北海道経済を支える重要な役割を担っております。

一方で、樽前山やウトナイ湖などの豊かな自然環境を有しているものの、道内の主要観光地と比較すると、本市の観光入込客数は一定水準を保っているものの、宿泊者数は高い水準にあるとは言えず、滞在促進による観光消費額の拡大等が課題となっています。

今後、人口減少や少子高齢化が進行する中においても、地域経済の活力を維持・向上させていくためには、交流人口の拡大、とりわけ宿泊を伴う観光客の増加が重要であり、スポーツ合宿やMICE誘致の推進、広域連携による周遊促進などによる誘客と、地域資源の磨き上げや体験型観光コンテンツの充実といった満足度向上等、ニーズに合わせた戦略的な観光施策の展開が必要となっています。

しかしながら、これらの施策を安定的に推進していくための財源確保が課題となっており、必要経費の増加などにより財政状況が厳しさを増す中、継続的かつ計画的な事業実施が難しい状況となっています。

このため、本市では、宿泊者に一定の御負担をお願いする形で法定外目的税である宿泊税を導入することにより、観光施策を安定的に推進する財源を確保し、マーケティングによる観光資源の磨き上げや受入環境の整備、情報発信の強化などを総合的に進めることにより、交流人口の拡大と滞在促進を図り、来訪者から「選ばれるまち」の実現を目指してまいりたいと考えております。

2. 概要 〔苫小牧市協議書より抜粋〕

課 税 団 体	北海道苫小牧市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	苫小牧市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	観光振興や交流人口の拡大を図る施策
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	宿泊料金の3%
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約1.2億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約128万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

苫小牧市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）がある。苫小牧市宿泊税の課税標準については、「宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税する点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

苫小牧市における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する北海道宿泊税に係る負担と合わせて検討する必要がある。苫小牧市域内の宿泊税額は、北海道宿泊税と合わせて「宿泊料金×3%」である。

宿泊料金2万円で600円、5万円で1,500円であり、絶対値として、また先行事例（倶知安町が同様の税率設定を採用）を踏まえても著しく過重な負担とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

苫小牧市宿泊税は、苫小牧市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

苫小牧市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道北広島市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [北広島市協議書より抜粋]

1 宿泊税の目的

北海道北広島市は、「北海道ボールパークFビレッジ（以下「Fビレッジ」という。）」が令和5年3月に開業し、これまでに類を見ない観光資源を得て、かつてない観光振興の好機を迎えています。Fビレッジは、プロ野球の観戦のみならず、商業施設、飲食店、宿泊施設及びアクティビティを備えた一大複合施設であり、その集客力は市単独の施策だけでは成しえなかった規模のものです。

この大きなチャンスを最大限に活かし、地域経済の持続的な発展に繋げるためには、市が主体的に観光振興事業を展開することが不可欠です。

宿泊税という特定財源を持つことで、他の政策に左右されない安定した財源を観光振興事業に継続的に投入できるようになり、より戦略的かつ計画的な観光振興施策が可能となります。

2 北広島市の観光

北海道北広島市の観光客は、Fビレッジが開業する以前までは年間100万人前後で推移しており、そのうち半数程度はゴルフ場利用客でした。

令和5年3月にFビレッジが開業し、346万人が来場したことにより、令和5年度の観光入込客数は4,639.8千人（対前年比+372.8%）、令和6年度の観光入込客数は5,384.8千人（対前年度比+116.1%）となり、市単独の施策では成しえなかった規模の集客力をもたらししました。

しかしながら、本市を訪れる観光客の多くはFビレッジへの来訪者であるため、観光客がもたらす消費や雇用などの効果は一部の地域に偏っており、また、プロ野球やゴルフのオフシーズンでは観光客が大幅に減少します。

Fビレッジの開業は、北海道北広島市が「選ばれる観光地」へと飛躍する絶好の機会であり、その経済効果がFビレッジ内部に留まることなく、年間を通じて市全体に波及するためには、市が積極的に観光振興施策を展開することが不可欠と考えています。

2. 概要 〔北広島市協議書より抜粋〕

課 税 団 体	北海道北広島市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	北広島市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	北海道ボールパークFビレッジのある都市として更なる発展を目指し、都市としての魅力と価値を高めるため、観光客の受入環境の整備、新たな魅力の提供、持続可能な観光施策の推進の3点を柱とした観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	宿泊料金の3%
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約0.7億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約54万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

北広島市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）がある。北広島市宿泊税の課税標準については、「宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税する点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

北広島市における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する北海道宿泊税に係る負担と合わせて検討する必要がある。北広島市域内の宿泊税額は、北海道宿泊税と合わせて「宿泊料金×3%」である。

宿泊料金2万円で600円、5万円で1,500円であり、絶対値として、また先行事例（倶知安町が同様の税率設定を採用）を踏まえても著しく過重な負担とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

北広島市宿泊税は、北広島市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當ではないこと。」

北広島市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道稚内市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔稚内市協議書より抜粋〕

本市は、日本のてっぺんに位置しており、通常の交通手段で到達できる「日本最北端の地」であること、さらに豊かな漁場が育む水産物に恵まれていることから、「食」と「観光」を活かした関連産業が発展し、「観光」が基幹産業のひとつとして、地域経済を支える重要な産業の一つとなっている。

しかしながら、観光入込客数は、平成14年度の80万人をピークに、年々減少が続いている中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、外出抑制など（以下、「コロナ禍」という。）の行動制限が行われ、観光入込客数が減少するなど、観光関連産業に大きな影響を及ぼした。

本市の観光振興は、これまでも「稚内市観光振興ビジョン」に基づき、観光関連事業者と連携しながら、稼ぐ観光地づくりに向けた受入体制の強化や、海外プロモーションなどを実施しているが、コロナ禍による影響のほか、少子高齢化や人口減少に伴い、観光関連産業における従業員が減少し、宿泊施設においては、客室提供数を抑制する施設や、飲食店では、入店を制限する店舗が存在するなど、観光地としての受入体制が低下している状況にある。

また、旅行形態においても団体旅行に比べ個人旅行の需要が増加傾向にあるほか、多様化した訪日外国人の受入れなど、観光を取り巻く環境が変化し続けており、今後においても、観光が本市の地域経済をけん引していくためには、諸課題の解決のみならず、観光資源の磨き上げと魅力向上、受入環境の整備促進、持続可能な観光振興の3本柱を中心とした観光振興策を講じていく必要がある。

そのため、本市の財政状況を鑑みると、新たな財源の確保が必要であり、持続可能な観光地づくりの観点から、観光と相関性の高い「宿泊」に対する課税を行うことで、安定した財源の確保が見込まれるため、地方税法第731条第2項に基づき、法定外目的税である「宿泊税」の新設に係る協議をお願いする。

2. 概要 [稚内市協議書より抜粋]

課 税 団 体	北海道稚内市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	稚内市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、観光資源の磨き上げと魅力向上、受入環境の整備促進、持続可能な観光振興その他の地域社会及び地域経済の発展に資する観光振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1 人 1 泊につき200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約0.7億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約91万円
課税を行う期間	条例施行後4年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

稚内市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、稚内市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

稚内市における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する北海道に係る負担と合わせて検討する必要がある。宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、700円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

稚内市宿泊税は、稚内市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

稚内市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

山形県山形市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔山形市協議書より抜粋〕

本市において、人口減少に伴う地域経済の縮小により各種問題が顕在化する前に、今後も大きな成長が見込める観光分野に今のうちから投資し、本市の魅力を高め、持続可能な観光都市づくりを進めるにあたり、新たな財源確保が喫緊の課題となっております。

本市では、近年の円安効果からインバウンドも増加し、国は2030年に外国人旅行者の数を6,000万人に増やす目標を掲げており、インバウンドによる経済効果は非常に大きいことから、観光庁による高付加価値化事業やオーバーツーリズム対策事業など、国の補助を用い、観光産業の強化に取り組んでまいりました。

そのような中、本市の自然、歴史、文化・スポーツなど観光資源の魅力向上、来訪者の受入環境の充実、その他持続可能な観光産業の発展により宿泊者数及び宿泊数の増加を図り、市民と来訪者の満足度向上につながる観光振興施策関連予算に係る自主財源を確保することは非常に重要であり、山形市議会においても、宿泊税の導入に向けた質問が提起されるなどの経緯もあります。

こうした背景を踏まえ、新たな観光財源の創設に向けて、関係団体からの推薦者や有識者からなる「山形市観光財源検討委員会」を設置し、令和7年10月から本市における観光振興に係る現状・課題を踏まえ、「宿泊税その他の新たな観光財源の導入に関すること」「宿泊税その他の観光財源を活用した観光振興のための施策の検討に関すること」について協議し、今後さらなる観光振興を図るため、宿泊税の導入が必要であると整理がなされたうえで、その導入目的、使途、税率などの検討項目がまとめられ、令和8年1月8日、市長に報告書が提出されました。

本市では、同検討委員会の検討結果及び宿泊事業者からの意見などを踏まえ、宿泊税の制度について検討を重ね、令和8年3月山形市議会定例会に「山形市宿泊税条例」案を提案、3月24日に原案のとおり可決され、同月27日付けで条例を公布したところです。

宿泊税については、市民生活と調和した持続可能な観光振興を図るための各種観光関連施策の展開に活用することで、地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進し、宿泊者数及び宿泊数の増加による宿泊税の税収を財源とした新たなサービス提供に繋げる好循環を生み出し、本市の観光分野の更なる振興を図りたいと考えております。

以上の理由から、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を新設するものです。

2. 概要 〔山形市協議書より抜粋〕

課 税 団 体	山形県山形市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	山形市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	山形市の自然、歴史、文化、スポーツ等の観光資源の魅力の向上、来訪者の受入環境の充実その他宿泊者数及び宿泊数の増加、交流人口の拡大並びに市民及び来訪者の満足度の向上につながる持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	宿泊料金の3%
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約1.7億円
課 税 免 除 等	修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約11万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

山形市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）がある。山形市宿泊税の課税標準については、「宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税する点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

山形市宿泊税の税額は「宿泊料金×3%」である。物価水準に連動した税収が確保でき、納税者にとって宿泊料金に応じた公平な税負担を実現するという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の3%という税額は、2万円で600円、5万円で1,500円であり、絶対値として、また先行事例（倶知安町が同様の税率設定を採用）を踏まえても著しく過重な負担とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

山形市宿泊税は、山形市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

山形市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

山梨県富士吉田市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [富士吉田市協議書より抜粋]

人口減少による税収減、社会福祉分野における歳出増といった状況に置かれる中、行政サービスを賄いうる自主財源の確保は富士吉田市のみならず、他の多くの地方自治体の大きな課題である。

富士山という魅力的な観光資源を有する富士吉田市にとって、観光施策を継続的に実施することは重要であり、特にインバウンド需要は地域経済活性化のけん引役として期待されていることから、この需要を観光施策等で取り込むことは、観光のみならず富士吉田市の発展において大変重要な要素となる。

その一方、観光施策ばかりを実行しようとするると他の行政サービスに必要な財源を圧迫してしまうことになりかねないことから、観光施策に特化した恒常的な自主財源の確保が必要不可欠である。

こうした中、令和6年3月、富士吉田商工会議所サービス部会より、「宿泊税に関する提言書」が提出されたことを契機に、富士吉田市は宿泊税の導入について検討を行った。

検討の結果、市の一般財政に大きな影響を与えることなく、今後観光施策を確実に実施するために有効な手段の一つが法定外税であり、特に、観光の活動量が増大していけば収入額も増加していく性質を持つ宿泊税は、観光振興における自主財源を確保するための有効な手段であること、また、「受益と負担」の観点等から宿泊者に一定の負担（宿泊税）を求めることに一定の合理性があることから、富士吉田市は、導入に向けた骨子を定め宿泊税の導入に向け前向きに検討していくこととなった。

富士山の歴史・文化や産業等地域社会の発展と市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策に要する費用に充てるため、令和8年3月23日富士吉田市議会において、富士吉田市宿泊税条例が可決された。

2. 概要

[富士吉田市協議書より抜粋]

課 税 団 体	山梨県富士吉田市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	富士吉田市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策に要する費用に充てる
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき 200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約1.4億円
課 税 免 除 等	修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約448万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行う規定あり

3. 同意要件との関係

富士吉田市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、山梨県富士吉田市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

富士吉田市宿泊税は、富士吉田市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（３）「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

富士吉田市宿泊税は、（１）②のとおり著しく過重な税負担であるとまで

はいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人（DMO）において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人（DMO）の体制整備・機能強化を推進する。」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

山梨県富士河口湖町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [富士河口湖町協議書より抜粋]

富士河口湖町は、世界文化遺産「富士山」の麓に位置し、緑豊かな自然と四つの湖を有する、日本屈指の景勝地を形成している。首都圏からのアクセスにも恵まれ、国内外から多くの人々が訪れる国際観光地として発展してきた。

平成25（2013）年には富士山が世界文化遺産に登録され、山梨県・静岡県にまたがる富士山の構成資産のうち、最も多くを有し、四つの湖を抱える本町を取り巻く社会環境は大きく変化した。

本町の基幹産業は、これらの恵まれた観光資源を活かした観光業であるが、近年では、一部地域への観光客集中による交通渋滞や周辺住民の生活への影響、訪日外国人旅行者の増加に伴うニーズの多様化、それぞれの国の文化・言語・価値観への対応、さらには世界的な感染症の流行や、SNS等を通じた風評による観光客の減少など、これまでにない新たな観光課題が顕在化している。

一方、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、地域経済活動の縮小が懸念される中において、交流人口を拡大し、地域経済に大きく貢献する観光振興の重要性は、これまで以上に高まっている。日々変化する観光ニーズへの対応や、国内外の観光地間競争が激化する中、旅行者に選ばれる観光地となるためには、地域の魅力を高めていく取組が急務である。

これまで本町では、健全な財政運営を推進するため、町税等の収納率向上やふるさと納税制度の活用などにより、安定的な財源確保に努めてきた。しかしながら、今後は人口減少や税収減少などにより、自主財源の縮小が懸念されている。このような状況下において、多様化する観光課題の解決を図り、町が目指す「観光立町」を実現し、魅力あふれる観光地として持続的に発展していくためには、これまで以上に観光施策の充実や観光産業の活性化に取り組む必要があり、そのための新たな観光振興財源の確保が不可欠である。

このため、「富士河口湖町第2次観光立町推進計画」においては、観光立町実現に向けた施策（プロジェクト）の一つとして、「観光財源（宿泊税）の検討」を明記している。

宿泊税の導入については、令和6年5月から、新たな観光振興財源の確保を目的として庁内作業部会を設置し、観光振興財源の候補の一つとして検討を進めてきた。その過程において当該作業部会では、法定外税、分担金・負担金、使用料、協力金・寄付金など、地方自治体が活用し得る自主財源について比較検討を行った。

その結果、安定性・継続性、受益と負担の関係、財源規模といった観点から、新たな財源として法定外税に着目するに至った。さらに、観光振興という特定の目的に充てる財源となること、地方交付税の基準財政需要額の算定対象とならず、純粋な自主財源の確保につながることなどを踏まえ、地方税の中でも自治体が独自に創設することができ、受益に応じた負担関係が明確である「法定外目的税」

の創設を中心に検討を進めた。

令和7年7月から令和8年1月にかけては、富士河口湖町宿泊税検討委員会を開催し、観光振興財源の必要性や宿泊税導入に関する協議を重ねるとともに、宿泊事業者向け説明会の開催、宿泊事業者および観光客を対象としたアンケート調査を実施した。

これらの検討を経て、令和8年1月15日、富士河口湖町宿泊税検討委員会から、宿泊税制度について早期に導入すべきとの提言を受けた。本町ではこの提言を踏まえ、宿泊税を創設することとし、富士河口湖町宿泊税制度（案）を作成の上、町民意見募集（パブリックコメント）を実施した。その結果を踏まえ、令和8年3月に開催された富士河口湖町議会定例会に富士河口湖町宿泊税条例案を提出し、令和8年3月3日に可決された。

2. 概要

[富士河口湖町協議書より抜粋]

課 税 団 体	山梨県富士河口湖町
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	富士河口湖町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	観光客の体験価値の向上・維持、持続的な観光産業の構築、観光と地域社会の共存・町民生活の向上及び地域固有の価値の保全・継承に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき 200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約6.1億円
課 税 免 除 等	修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行う規定あり

3. 同意要件との関係

富士河口湖町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、山梨県富士河口湖町の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

富士河口湖町宿泊税は、富士河口湖町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（３）「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

富士河口湖町宿泊税は、（１）②のとおり著しく過重な税負担であるとま

ではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人（DMO）において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人（DMO）の体制整備・機能強化を推進する。」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

沖縄県名護市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔名護市協議書より抜粋〕

名護市は、沖縄本島北部「やんばる」に位置し、緑豊かな自然や美しい海に囲まれ、年間を通して多種多様なイベントの開催、魅力的な特産品等の観光資源に恵まれております。これらの資源により、例年、多くの観光客が本市に訪れ、本市のリーディング産業として、地域経済の活性化、市民生活の向上に資するよう、観光振興に取り組んでまいりました。

令和7年3月、観光産業の回復・発展を目的として、「第3次名護市観光振興基本計画」を策定いたしました。本計画策定時に、各種調査を実施し、「自然等の地域特性を活用した名護市らしい滞在拠点やコンテンツの整備」、「観光振興に対する市民、事業者の理解度、参画意識の向上」、「地域一体となった観光人材の確保、育成、定着」等の課題を抽出いたしました。これらの課題を解決することで、「満足度の高い観光」、「観光による地域経済の活性化」、「将来を担う観光人材の増加」を実現するため、本計画に定めた、各基本方針に基づき各施策を実施していくこととしております。

令和7年度においては、沖縄北部テーマパーク「ジャングリア沖縄」の開園、また、（公財）名護市観光協会や市内観光事業者等による、継続的な観光振興による取り組みの影響、これまでの好調な沖縄観光に支えられ、観光客数は増加している状況でございます。観光客数の増加に伴い、交通渋滞、人材不足など市民生活への懸念や観光客の受け入れ体制が十分ではなく、機会損失を招くことが考えられます。

また、令和5年度～令和6年度において、名護市議会議員一般質問において、宿泊税導入を進める意見があったこと、市内外部団体による宿泊税に関するセミナーの開催等の動きも見られました。

このような状況に鑑み、これまで、庁内関係部課等で構成する委員会や外部有識者で構成する懇話会の開催、本税導入に係るパブリックコメントの実施、宿泊事業者を対象とした説明会の開催を経て、宿泊税の必要性、制度設計等について御意見をいただき検討してまいりました。

そして、制度の分かりやすさや、納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件などについて調和の取れた制度となるよう、沖縄県と協議を重ねてまいりました。

これらの経緯を経て、令和8年3月、第222回名護市議会定例会にて、「名護市宿泊税条例（案）」を上程し、令和8年3月26日付、原案可決となりました。

2. 概要 [名護市協議書より抜粋]

課 税 団 体	沖縄県名護市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	名護市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市の実現に向け、観光産業の発展に関する施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊当たりの宿泊料金の1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約3.6億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等
徴税費用見込額	（平年度）約2,700万円
課税を行う期間	令和11年度を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

名護市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）がある。名護市宿泊税の課税標準については、「宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税する点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

名護市における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する沖縄県に係る負担と合わせて検討する必要がある。沖縄県宿泊税の税率は2.0%であるが、そのうち1.0%相当額（税収の1/2）を市町村に交付金として交付する仕組みとしている。一方、名護市域においては、県が実施する広域的事業の一部を名護市が担うこととし、県の宿泊税率を0.8%に引き下げ、名護市の宿泊税率を1.2%とすることで、県内の宿泊税率を一律2.0%としている。

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の2.0%という税額は、2万円で400円、5万円で1,000円であり、絶対値として、また先行事例（倶知安町においては宿泊料金の3.0%）を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

名護市宿泊税は、名護市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして适当ではないこと。」

名護市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして适当でないこと」には該当しないと考えられる。

東京都「宿泊税」の変更について

1. 新設の理由 [東京都協議書より抜粋]

第1 宿泊税導入以降の環境変化を踏まえた見直しの必要性

東京都は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の税負担を求める法定外目的税として、平成14年に宿泊税を創設した。

東京都の宿泊税は、制度面では税負担能力に配慮しつつ簡素で分かりやすい仕組みを採用しており、観光施策を財政面から支える役割を果たしてきた。

創設から20年以上が経過し、東京の観光は大きく変化しており、こうした観光の状況変化は、課税対象や税の負担率、観光施策費と宿泊税収との関係など、税制度にも影響を与えていることから、時代に即した見直しを図るため、宿泊税制度を変更することとした。

第2 宿泊税を取り巻く環境の変化

(1) 観光の多様化

インバウンドをはじめとする観光客の増加、民泊など多様な施設形態の登場、高額な宿泊の増加やダイナミックプライシングの普及といった宿泊料金の変化など、都内観光を取り巻く情勢は、宿泊税の創設時と比べ大きく変化しており、課税対象となる宿泊や税の負担率など、税制にも影響を与えている。

(2) 観光施策の需要増大と宿泊税収の乖離

東京都は、オリンピック・パラリンピック招致を契機とした受入環境の整備など観光施策の充実を図ってきた。一方、宿泊税率は他自治体より低く、相対的に税収の伸びは抑制されている。この結果、観光施策費と宿泊税収が乖離し、観光施策費に占める宿泊税収の割合は減少することとなった。

こうした中、観光施策の充実などを通じて、訪都観光客も大幅に増加しており、持続可能な観光振興に向けて、今後も、継続的な取組が必要である。

(3) 宿泊税の全国的な普及

観光需要への対応として、各自治体において宿泊税が導入されており、東京都が平成14年に全国で初めて導入して以降、令和8年4月現在、39自治体（うち、都道府県レベルでは都を含めて6自治体）で施行済みとなっている。

こうした宿泊税の普及に伴い、課税方式や負担水準のあり方や用途のあり方も、地域の実情に合わせて様々な形で展開されている。

2. 概要

[東京都協議書より抜粋]

課税団体	東京都
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・ <u>国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設</u> ・ <u>住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設</u>
税収の用途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	<u>上記施設における宿泊料金</u>
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	<u>宿泊料金の3%</u>
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度） <u>約190億円</u>
課税免除等	宿泊料金が1人1泊 <u>13,000円未満</u> の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度） <u>約1.5億円</u>
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

東京都宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）がある。東京都宿泊税の課税標準については、「宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税する点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

東京都宿泊税の税額は「宿泊料金×3%」である。宿泊者の税負担能力に対する公平性及び宿泊料金の設定に対する中立性を保ちつつ、税率の簡素な制度とするという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の3%という税額は、2万円で600円、5万円で1,500円であり、絶対値として、また先行事例（倶知安町が同様の税率設定を採用）を踏まえても著しく過重な負担とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

東京都宿泊税は、東京都内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當ではないこと。」

東京都宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないと考えられる。